

一橋大学における内部質保証に関する基本方針

令和2年11月2日
学 長 裁 定

改正 令和3年5月19日

1 目的・趣旨

この方針は、本学の使命である「日本及び世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成すること」を達成するため、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）に関する体制、手順等の基本的な事項を定める。

2 内部質保証体制

(1) 統括責任者

ア 内部質保証に関する業務を統括し最終責任を負う者として、統括責任者を置く。

イ 統括責任者は、学長をもって充てる。

(2) 担当別責任者

ア 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に担う者として、担当別の自己点検・評価及び改善・向上の責任者（以下「担当別責任者」という。）を置く。

イ 担当別責任者は、原則として、副学長をもって充てる。

ウ 担当別責任者は、統括責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

エ 担当別責任者は、所掌する委員会等において、内部質保証を推進する。

3 内部質保証の手順

(1) 自己点検・評価

ア 統括責任者は、概ね7年に1度、全学的な見地から自己点検・評価を実施する。

イ 前項に定める自己点検・評価は、統括責任者の下、企画・評価室において行う。

ウ 担当別責任者は、所掌する委員会等において、継続的に自己点検・評

価を実施する。

エ 自己点検・評価の実施にあたっては、必要に応じて第三者評価等、他の評価の結果及び関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取の結果を活用する。

オ 自己点検・評価の項目及びその他必要な事項は、国立大学法人評価委員会の定める国立大学法人評価に関する実施要領等や、認証評価機関が定める評価基準等を参考に、担当別責任者が所掌する委員会等において別途定める。

(2) 改善・向上

ア 担当別責任者は、所掌する委員会等において実施した自己点検・評価の結果を統括責任者へ報告する。

イ 統括責任者は、自己点検・評価の結果に基づき改善が必要と認められた事項について、担当別責任者へ改善策の検討及び実施計画の策定を含む必要な措置の実行を指示する。

ウ 担当別責任者は、前項の指示に基づき所掌する委員会等において必要な措置を講じ、遅滞なく統括責任者へ報告する。

エ 統括責任者は、前項の報告があった場合は、進捗状況を確認するとともに、進捗状況に即した対応を行う。

4 その他

(1) 企画・評価室は、毎年度、自己点検・評価の実施状況及び結果を確認する。

(2) 自己点検・評価の結果は、原則として、ウェブサイト等を通じて学内外に公表するものとする。

(3) 内部質保証活動や自己点検・評価の有効性や効率性に配慮し、必要に応じて本方針の見直しを行う。

一橋大学における教育の質保証に関する要項

令和3年2月3日
教育委員会

改正 令和3年4月21日
令和5年4月5日

1 趣旨

この要項は、一橋大学における内部質保証に関する基本方針に基づく一橋大学（以下「本学」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 対象

この要項の対象となる教育研究上の基本組織（以下「基本組織」という。）及び教育課程は、別表1のとおりとする。

3 全学的な教育の質保証活動

- (1) 本学の教育の質の保証に関する全学的な取組は、各基本組織を統括し、一橋大学教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 本学における教育に関する自己点検・評価のうち、全学的な観点から行うものについては、教育委員会において実施する。
- (3) (1) 及び (2) に定める事項の実施について必要な事項は、教育委員会が別途定める。

4 教育課程ごとの教育の質保証活動

- (1) 各基本組織における教育の質の保証に関する取組及び自己点検・評価の実施は各基本組織が行い、教育委員会へ共有する。
- (2) 各基本組織は、前項の取組及び自己点検・評価の実施に必要な体制を整備する。
- (3) 各基本組織は、教育課程ごとに継続的に自己点検・評価を実施する。
- (4) 各基本組織は、認証評価機関が定める大学評価基準及び次の事項を参考に前項の自己点検・評価を行うことを定める。
 - ア 学位授与方針が具体的かつ明確であり、大学の目的に則して定められていること。
 - イ 教育課程方針が、大学の目的及び学位授与方針と整合的であること。

- ウ 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること。
 - エ 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
 - オ 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること。
 - カ 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
 - キ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること。
 - ク 大学等の目的及び学位授与方針に則して、授与する学位に相応しい水準の学習成果が得られていること。
- (5) その他、教育の質の保証に関する教育課程ごとの取組及び自己点検・評価の実施について必要な事項は、各基本組織が別途定める。

5 関係者からの意見聴取

教育委員会及び各基本組織は、別表2に掲げる関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用主等）からの意見聴取を実施し、その結果を自己点検・評価に活用する。なお、別表2に記載されているもの以外の意見聴取の実施を妨げない。

6 改善・向上

- (1) 教育委員会及び各基本組織は、自己点検・評価の結果を本学の内部質保証体制における担当別責任者（以下「担当別責任者」という。）へ報告する。
- (2) 教育委員会及び各基本組織は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、担当別責任者の指示に基づき必要な措置を講じ、遅滞なく担当別責任者へ報告する。

7 その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、教育委員会において別途定める。

附 則

この要項は、令和5年4月5日から施行し、改正後の一橋大学における教育の質保証に関する要項は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

| | |
|-------------------|--------------------|
| 教育研究上の基本組織 | 教育課程 |
| 商学部 | 経営学科、商学科 |
| 経済学部 | 経済学科 |
| 法学部 | 法律学科 |
| 社会学部 | 社会学科 |
| ソーシャル・データサイエンス学部 | ソーシャル・データサイエンス学科 |
| 経営管理研究科 | 経営管理専攻 |
| | 国際企業戦略専攻 |
| | 国際企業戦略専攻（専門職学位課程） |
| 経済学研究科 | 総合経済学専攻 |
| 法学研究科 | 法学・国際関係専攻 |
| | ビジネスロー専攻 |
| | 法務専攻（専門職学位課程） |
| 社会学研究科 | 地球社会研究専攻 |
| | 総合社会科学専攻 |
| 言語社会研究科 | 言語社会専攻 |
| ソーシャル・データサイエンス研究科 | ソーシャル・データサイエンス専攻 |
| 国際・公共政策研究部・教育部 | 国際・公共政策専攻（専門職学位課程） |

別表 2

| 名称 | 対象 | 実施時期（頻度） | 実施主体 |
|----------------------|----------------------|------------|-----------------------------|
| 学生による授業評価アンケート | 学生（学部生・大学院生） | 毎年度 | 教育委員会（森有礼高等教育国際流動化機構）、各基本組織 |
| 「社会から見た大学教育」コンピテンシ調査 | 卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用主等 | 概ね6年に1度 | 教育委員会（森有礼高等教育国際流動化機構） |
| 卒業生に対するアンケート | 卒業（修了）生 | 少なくとも2年に1度 | 各基本組織等 |

一橋大学商学部における教育の質保証に関する要項

制定 令和2年11月11日

改正 令和3年5月19日

商学部教授会

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく商学部における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

(1) 商学部における教育の質保証の責任者は、学部長とする。

(2) 商学部における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を行う組織として、商学部自己評価委員会を置く。

(3) 商学部自己評価委員会の組織

① 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

ア 商学部長

イ 商学部を担当する教育研究評議員（前号に掲げるものを除く）2人

ウ 商学部から選出された者 若干人

② 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

③ 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 自己点検・評価の実施

(1) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項について行う。

(2) 関係者からの意見聴取

次に掲げる関係者から意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

① 学生による授業評価アンケート（毎年度）

② 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）

4 その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、委員会において別途定める。

一橋大学大学院経営管理研究科における教育の質保証に関する要項

令和2年12月2日

改正 令和3年6月2日

経営管理研究科教授会

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく大学院経営管理研究科における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

- (1) 大学院経営管理研究科における教育の質保証の責任者は、研究科長とする。
- (2) 大学院経営管理研究科における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を行う組織として、大学院経営管理研究科自己評価委員会を置く。
- (3) 大学院経営管理研究科自己評価委員会の組織
 - ① 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - ア 経営管理研究科長
 - イ 経営管理専攻長
 - ウ 国際企業戦略専攻長
 - エ 経営管理研究科教育研究評議員（前3号に掲げるものを除く）2人
 - オ 経営管理専攻から選出された者 若干人
 - カ 国際企業戦略専攻から選出された者 若干人
 - ② 委員会に委員長を置き、経営管理研究科長をもって充てる。
 - ③ 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 自己点検・評価の実施

- (1) 大学院経営管理研究科における自己点検・評価は、専攻ごとに実施し、学位プログラムごとに分析することを基本とする。
- (2) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項について行う。
- (3) 関係者からの意見聴取
次に掲げる関係者から意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。
 - ① 学生による授業評価アンケート（毎年度）

② 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）

4 その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、委員会において別途定める。

一橋大学経済学部・経済学研究科における教育の質保証に関する要項

令和2年11月11日
経済学研究科教授会

改正 令和3年5月19日

改正 令和4年1月12日

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく一橋大学経済学部・経済学研究科（以下「経済学部・研究科」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

- (1) 経済学部・研究科における教育の質保証の責任者は、経済学部長・経済学研究科長とする。
- (2) 経済学部・研究科における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を統括する組織は、経済学研究科評価委員会（以下「評価委員会」という。）とする。

3 自己点検・評価の実施

- (1) 経済学部・研究科における自己点検・評価は、学位プログラムごとに実施する。
- (2) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項その他評価委員会が必要であると定めた事項について行う。

4 関係者からの意見聴取

評価委員会は、次に掲げる意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

ア 学生による授業評価アンケート（毎年度）

イ 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）

5 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施にあたって必要な事項は、評価委員会において別途定める。

一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項

令和2年11月12日

法学部教授会

法学研究科教授会

改正 令和3年5月20日

改正 令和3年12月9日

改正 令和4年1月27日

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく一橋大学法学部及び法学研究科（以下「法学部・研究科」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

- (1) 法学部・研究科における教育の質保証の責任者は、法学研究科長（法学部長）とする。
- (2) 法学部・研究科における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を行う組織として、法学部・法学研究科自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (3) 法学研究科法務専攻に係る教育の質保証に関する自己点検・評価を行う組織として、委員会に専門部会を置き、専門部会について必要な事項は、別に定める。

3 法学部・法学研究科自己評価委員会

- (1) 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 法学研究科長（法学部長）
 - 二 法科大学院長
 - 三 教育研究評議員 3人
 - 四 大学院教育専門委員 2人
 - 五 学士課程教育専門委員 2人
- (2) 委員会に委員長を置き、法学研究科長（法学部長）をもって充てる。
- (3) 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 自己点検・評価の実施

- (1) 法学部・研究科における自己点検・評価は、学位プログラムごとに実施する。
- (2) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項その他委員会が必要であると定めた事項について行う。

5 関係者からの意見聴取

委員会は、次に掲げる意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用するものとする。

- 一 学生による授業評価アンケート（毎年度）

二 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

一橋大学社会学部及び社会学研究科における教育の質保証に関する要項

2020年11月11日
社会学部・社会学研究科教授会

改正 2021年5月19日

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく一橋大学社会学部及び社会学研究科（以下「社会学部・研究科」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

- (1) 社会学部・研究科における教育の質保証の責任者は、社会学部長・社会学研究科長とする。
- (2) 社会学部・研究科における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を行う組織は、社会学部・社会学研究科評価委員会（以下「評価委員会」という。）とする。

3 自己点検・評価の実施

- (1) 社会学部・研究科における自己点検・評価は、学位プログラムごとに実施する。
- (2) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項その他評価委員会が必要であると定めた事項について行う。

4 関係者からの意見聴取

評価委員会は、次に掲げる意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

- ア 学生による授業評価アンケート（毎年度）
- イ 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）

5 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施にあたって必要な事項は、評価委員会において別途定める。

一橋大学言語社会研究科における教育の質保証に関する要項

令和2年11月11日

大学院言語社会研究科教授会

改正：令和3年5月19日

1. 趣旨 この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項に基づく一橋大学大学院言語社会研究科（以下「言語社会研究科」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。
2. 教育の質保証に係る体制
 - (1) 言語社会研究科における教育の質保証の責任者は、研究科長とする。
 - (2) 言語社会研究科における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を行う組織は、言語社会研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）とする。
3. 自己点検・評価の実施
 - (1) 言語社会研究科における自己点検・評価は、部門ごとに実施する。
 - (2) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項について行う。
 - (3) 自己点検・評価を実施するにあたっては、次に掲げる意見聴取の結果を活用することとする。
 - ア 学生による授業評価アンケート（毎年度）
 - イ 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）
4. 教育委員会への共有

上記3において言語社会研究科が実施する自己点検・評価は、その計画、実施、結果について教育委員会へ共有する。
5. その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、運営委員会において別途定める。

一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及びソーシャル・
データサイエンス研究科における教育の質保証に関する要項

令和5年4月12日

ソーシャル・データサイエンス学部教授会
ソーシャル・データサイエンス研究科教授会

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部及びソーシャル・データサイエンス研究科（以下「ソーシャル・データサイエンス学部・研究科」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

- (1) ソーシャル・データサイエンス学部・研究科における教育の質保証の責任者は、ソーシャル・データサイエンス研究科長（ソーシャル・データサイエンス学部長）とする。
- (2) ソーシャル・データサイエンス学部・研究科における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を行う組織は、ソーシャル・データサイエンス学部・研究科教授会（以下「教授会」という。）とする。

3 自己点検・評価の実施

- (1) ソーシャル・データサイエンス学部・研究科における自己点検・評価は、学位プログラムごとに実施する。
- (2) 自己点検・評価は、教育の質保証要項4（4）の事項について行う。

4 関係者からの意見聴取

教授会は、次に掲げる意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

- 一 学生による授業評価アンケート（毎年度）
- 二 卒業生に対するアンケート（少なくとも2年に1度）

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

一橋大学国際・公共政策教育部における教育の質保証に関する要項

令和2年11月18日

令和3年5月26日一部改正

国際・公共政策教育部教授会

1 趣旨

この要項は、一橋大学における教育の質保証に関する要項（以下「教育の質保証要項」という。）に基づく一橋大学国際・公共政策教育部（以下「国際・公共政策教育部」という。）における教育の質の保証に関する体制や活動について必要な事項を定める。

2 教育の質保証に係る体制

- (1) 国際・公共政策教育部における教育の質保証の責任者は、国際・公共政策教育部長とする。
- (2) 国際・公共政策教育部における教育の質保証活動の中核となり、自己点検・評価の実施及びその結果を踏まえた対応措置・実施計画の策定を統括する組織は、評価委員会とする。

3 自己点検・評価の実施

国際・公共政策教育部における自己点検・評価は、プログラムごとに以下の項目ごとに実施する。

- (1) 学位授与の方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか。
- (2) 教育課程編成・実施の方針が、学位授与の方針と整合性をもっており、教育課程編成・実施の方針、当該学位プログラムにおける学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか。
- (3) 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に則し、授与する学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか。
- (4) 適切な授業形態、学修指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP制）等について、適切であるか。
- (5) 学位授与の方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備されているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の学修支援の実施状況が適切であるか。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その

基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか。

さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか。

- (7) 学位授与の方針に則して修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、修了の認定が適切に行われているか。
- (8) 修了時の状況、並びに修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学修成果の状況を把握する取組の結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか。

4 関係者からの意見聴取

次に掲げる意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

- ・学生による授業評価アンケート（毎年度）
- ・修了生に対するアンケート（毎年度）

5 評価を踏まえた改善

評価委員会は、評価内容を踏まえ、カリキュラム委員会での教育プログラムの改善を提言する。

カリキュラム委員会は、評価委員会での評価を踏まえて、教育プログラムの改善計画の策定を行う。

カリキュラム委員会は、策定した改善計画に基づき、教育プログラムの実施を行う。

6 その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、評価委員会において別途定める。

一橋大学における施設及び設備に関する自己点検・評価実施要項

令和2年11月18日
施設マネジメント委員会

改正 令和4年1月7日

1. 趣旨

この要項は、一橋大学における内部質保証に関する基本方針に基づく一橋大学（以下「本学」という。）における施設及び設備に関する自己点検・評価の実施に関して必要な事項を定める。

2. 自己点検・評価の実施

(1) 自己点検・評価の対象

本学におけるすべての施設及び設備（附属図書館及び情報関連の施設及び設備を含む。以下同じ。）

(2) 自己点検・評価の項目

- ・施設及び設備の計画及び整備に関すること。
- ・施設及び設備の有効活用に関すること。
- ・施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 実施主体

施設マネジメント委員会

(4) 実施頻度

原則として、施設及び設備の計画及び整備並びに有効活用については3年に1回、施設及び設備の維持管理については毎年度実施する。

その他、施設マネジメント委員会が必要と認める場合に実施する。

3. 関係者からの意見聴取等

施設マネジメント委員会は、必要に応じて学生については学生生活実態調査結果、教職員については衛生管理者による巡視の報告等を自己点検・評価に活用する。

4. 改善・向上

(1) 施設マネジメント委員会は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、対応措置を検討し、実施計画を策定するとともに、担当別の自己点検・評価及び改善・向上の責任者（以下「担当別責任者」という。）に報告する。

(2) 施設マネジメント委員会は、担当別責任者の指示に基づき前項の実施計画を実施するとともに、その進捗状況を担当別責任者に報告する。

5. その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、施設マネジメント委員会において別に定める。

一橋大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項

令和2年11月18日

学生委員会

改正 令和3年4月21日

1 趣旨

この要項は、一橋大学における内部質保証に関する基本方針に基づく一橋大学（以下「本学」という。）における学生支援に関する自己点検・評価の実施に関して必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

(1) 実施目的

この要項は、学生支援全般の状況に関する点検・評価を実施することにより、本学学生の充実した学生生活を支援することを目的とする。

(2) 実施主体

学生委員会は、国際教育交流センター、学生支援センター及び保健センターと連携して、学生支援全般の状況に関する自己点検・評価を実施する。

(3) 実施時期

毎年度

3 自己点検・評価の項目

前項の自己点検・評価の項目は、次の通りとする。

- 1) 学生の経済に関する支援の状況
- 2) 学生の健康に関する支援の状況
- 3) 学生の就職等進路に関する支援の状況
- 4) 学生相談に関する支援の状況
- 5) 障がいのある学生に関する支援の状況
- 6) 学生寮の管理運営の状況
- 7) その他必要と認められる事項

4 関係者からの意見聴取

学生委員会は、必要に応じて学内関係者からの各種報告、及び学生生活実態調査の結果を、自己点検・評価に活用する。

5 改善・向上

- (1) 学生委員会は、自己点検・評価の結果を本学の内部質保証体制における担当別責任者（以下「担当別責任者」という。）に報告する。
- (2) 学生委員会は、担当別責任者の指示に基づき必要な措置を講じ、遅滞なく担当別責任者に報告する。

6 その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、学生委員会において別途定める。

一橋大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項

令和3年2月3日
教育委員会

1 趣旨

この要項は、一橋大学における内部質保証に関する基本方針に基づく一橋大学(以下「本学」という。)における入学者選抜に関する自己点検・評価の実施に関して必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

(1) 実施主体

入学者選抜に関する自己点検評価は、教育委員会において実施する。

(2) 実施時期

毎年度

3 自己点検・評価の項目

自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- ① 入学者受入方針に即した入学者選抜の実施方法
- ② 入学者選抜の実施状況
- ③ 志願者の状況
- ④ 実入学者の状況
- ⑤ 上記のほか、必要と認められる事項

4 関係者等からの意見聴取

必要に応じて、関係者や学外者等から意見聴取を実施し、その結果を自己点検・評価に活用する。

5 改善・向上

(1) 教育委員会においては、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価及び改善・向上の責任者である教育委員会委員長(以下、「責任者」という。)に報告する。

(2) 責任者は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、対応措置や実施計画などを検討し、その結果について、教育委員会に報告する。

(3) 教育委員会は、自己点検・評価及び改善・向上の責任者の指示に基づき前項の実施計画を実施するとともに、その進捗状況を責任者に報告する。

(4) 責任者は、その結果を必要に応じて一橋大学における内部質保証に関する基本方針に定める総括責任者に報告する。

6 その他

この要項の実施にあたって必要な事項は、教育委員会において別途定める。